

**行政手続法の施行及び運用に関する行政評価・監視
結果に基づく勧告に伴う改善措置の状況（あらまし）**

【背景・趣旨】

行政運営における一層の公正の確保と透明性の向上を図る観点から、国及び地方公共団体における行政手続法の施行及び運用状況を調査

【これまで】

- 1 平成 15 年度第 2 期に実地調査
- 2 平成 16 年 12 月 14 日勧告（対 内閣府、公正取引委員会、国家公安委員会（警察庁）、防衛庁、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）

（行政手続法）

許認可等の申請に対する処分、行政指導等に関する手続に関し、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資することを目的に制定（平成 6 年 10 月施行）

1 審査基準、標準処理期間及び処分基準の設定・具体化等の推進

【問題点】

行政手続法に基づく審査基準、標準処理期間及び処分基準（以下「審査基準等」という。）の設定・具体化等については、各府省による取組が不十分

【勧告】

本府省及び地方支分部局の推進部局※を明確にした上で、推進部局を中心として、所掌する処分について、審査基準等の設定、具体化等を推進するため、定期的に総点検を実施するなど不断の見直しを行い、その成果を公表する仕組みを設けることなどを勧告（各府省）

推進部局による取組状況を把握した上で、審査基準等の見直しの実施方法や観点を示すなど必要な措置を講ずることなどを勧告（総務省行政管理局）

※ 各行政機関において、行政手続法の施行及び運用を中心となって推進することを担当する部局

【措置状況】

〔各府省全体の概況〕

- 15 府省すべてが推進部局（主に官房総務課）を明確化
- 総点検については、15 府省のうち、
 - ・ 推進部局を中心として最初の総点検を実施済みのところが 3 府省。うち、2 府省は点検の成果を公表済み
 - ・ 推進部局から関係部局に対し、総点検の実施を指示しており、点検の成果を公表するとしているところが 3 府省

- ・ 定期的な総点検を実施するとしているところが8府省。うち、5府省は点検の成果の公表を予定

- ・ 総点検を実施することにつき検討中のところが1府省

(府省の改善事例：金融庁)

- ・ 総務企画局政策課を推進部局として明確化し、同課を中心として審査基準等に係る横断的な基準の検討や設定状況に関するチェックを行い、その結果を平成18年3月31日に公表。

監督事務に関して、基本的考え方、監督上の評価項目、事務処理上の留意点についてまとめた監督指針・事務ガイドラインを策定し、適宜必要に応じて改正。事務ガイドラインはインターネット・ホームページにて公表

〔総務省行政管理局の改善措置〕

- 平成17年1月14日に各府省行政手続法担当者会議を開催し、各府省に対し、勧告の趣旨を周知するとともに、これを踏まえた行政手続法の的確な運用の徹底を要請
- その際に事務連絡（「行政手続法の施行及び運用に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」を踏まえた実態の把握について（依頼））を發出し、各府省の推進部局の設置、取組状況についての報告を依頼
- 各府省からの報告を踏まえ、平成17年5月13日に各府省行政手続法担当者会議を開催し、今後、広報等の際に推進部局のリストの提示を行うなど積極的な情報提示を行うこととした。

2 審査基準等の公表の推進

【問題点】

審査基準等が公にされている場合であっても、インターネット・ホームページへの掲載等、事業者等が審査基準等を容易に把握できるようにするための取組が低調

【勧告】

行政手続法の施行状況調査の調査項目に、個々の審査基準等が公にされているかの状況等を加えることなどを勧告（総務省行政管理局）

審査基準等を公にする方法について、申請者等の求めに応じ提示するとの対応にとどまらず、インターネット・ホームページへの掲載等による適切な公表を推進することなどを勧告（総務省行政管理局、各府省）

【措置状況】

〔総務省行政管理局の改善措置〕

- 行政手続法の施行状況調査の調査項目を見直し、審査基準等を公にしているか否か及び公にしている場合の方法等を調査項目に追加
- 平成17年1月14日に各府省行政手続法担当者会議を開催し、同会議において、審査基準等のインターネット・ホームページへの掲載を要請するとともに、電子政府の総合窓口（e-Gov）への具体的な公表方法を説明し、その活用を督

励

- また、同日付けの局長通知（「行政手続法の施行及び運用に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」への対応について（依頼））により、各府省に対し、審査基準等のインターネット・ホームページへの掲載を要請

〔各府省全体の概況〕

- 15 府省すべてが審査基準等をインターネット・ホームページへ掲載することに関係部局に周知するなどにより、ホームページへの掲載を推進

（府省の改善事例：財務省）

- ・ 引き続き、審査基準等のインターネット・ホームページへの掲載等の拡大に取り組み、審査基準等の積極的な公表を推進

3 行政指導の運用の適正化の推進

【問題点】

行政機関の担当者が、行政指導を行政指導と認識せずに行っていた例や、行政機関の担当者が、行政指導が相手方の任意の協力によってのみ実現されるという行政手続法の趣旨に配慮した行政指導を行わず、事業者において、納得できないまま行政指導に従ったとする例あり。

【勧告】

行政指導の明確化、任意性の確保及び書面交付の推進を図るため、行政指導に携わる職員に対し行政手続法の趣旨に配慮した行政指導が行われるよう指導することを勧告（各府省）

各府省において行政手続法の趣旨を踏まえた行政指導が行われるよう、各府省における取組を促進することを勧告（総務省行政管理局）

事業者等に対し行政指導に係る行政手続法の趣旨・内容の周知に継続的に努めることを勧告（総務省行政管理局、各府省）

【措置状況】

〔各府省全体の概況〕

- 15 府省のうち、11 府省は、行政指導の相手方である事業者等が行政指導への対応は任意のものであることを承知した上で適切な判断ができるよう配慮すること等、行政指導を適正に行うよう職員を指導。4 府省が改善措置を採ることを予定
- 事業者等に対する行政指導に関する周知については、8 府省が、事業者説明会等を利用して継続的な周知を行うよう関係部局に指示。6 府省は改善措置を検討中

（府省の改善事例：文部科学省）

- ・ 平成 16 年 12 月及び 17 年 6 月、行政指導関係職員に対し、行政指導の任意性の確保、書面交付制度等について、省内事務連絡により周知

〔総務省行政管理局の改善措置〕

- 各府省行政手続法担当者会議（平成 17 年 1 月 14 日開催）において、各府省に対し、行政手続法の趣旨を踏まえた行政指導が行われるよう要請。また、行政指導に係る行政手続法の趣旨・内容について事業者等に情報提供を行うよう要請し、事業者等に対する説明会等への講師派遣にも積極的に対応する旨を説明
- 各府省行政手続法担当者会議（平成 17 年 5 月 13 日開催）において、特に行政指導について適切な対応が重要である旨を説明

4 行政手続法の一層の定着へ向けた取組の推進

【問題点】

行政機関における許認可等関係職員に対する行政手続法に関する研修の実施が低調であり、また、近年、各府省は、事業者等に対し、行政手続法に関する特段の周知活動を実施せず。

【勧告】

行政手続法の具体的な活用事例を情報提供するなど、事業者等に対する行政手続法の効果的な周知に努めること、行政手続法に関する質問・回答等を簡易に行えるものとするなどことを勧告（総務省行政管理局）

行政手続法の適正な運用を整理し、各行政機関職員及び事業者等に対し、行政手続法の周知に努めることを勧告（各府省）

【措置状況】

〔総務省行政管理局の改善措置〕

- 行政手続法の趣旨・内容の効果的な周知のため、普及啓発用ブックレットを作成し、行政機関、経済団体等に配布。総務省ホームページについては、行政手続法に関するよくある質問とそれに対する回答を整理して掲載するなどの見直しを実施

〔各府省全体の概況〕

- 15 府省のうち、14 府省が行政機関職員に対する周知を実施。1 府省が職員に対する周知方策を検討中
- 15 府省のうち、金融庁は、事業者等との意見交換会の開催などにより事業者等に対する周知を実施。他の 14 府省は、総務省行政管理局と連携するなどして事業者等に対する周知を実施することにつき検討中又は随時必要に応じて実施するよう措置

（府省の改善事例：金融庁）

- ・ 主として金融等監督行政担当者向けに行政手続法の趣旨及び運用をテーマとした研修を毎年度実施。

金融業界との意見交換会を定期的実施し、行政当局の課題や施策について具体的な説明を行うとともに、要請等を行う場合の趣旨を説明する等、効果的な情報提供・意見交換に努めているところ。

5 パブリック・コメント手続の見直し

【問題点】

パブリック・コメント手続※を経ずに審査基準等を策定している例や、意見・情報が国民等から提出されたにもかかわらず、その意見等を公表していない例あり。

【勧告】

パブリック・コメント手続について、その実施の徹底を図るとともに、実施した結果の公表を確実にを行うことを勧告（金融庁、文部科学省等6府省）

パブリック・コメント手続の法制化に当たっては、意見・情報の募集期間や意見・情報の募集を行った結果の公表の在り方を含め検討することを勧告（総務省行政管理局）

※ パブリック・コメント手続は、「規制の設定又は改廃に当たり、意思決定過程において広く国民等に対し案等を公表し、それに対して提出された意見・情報を考慮して意思決定を行う意見提出手続」（「規制の制定又は改廃に係る意見提出手続」（平成11年3月23日閣議決定））。「規制改革・民間開放推進3か年計画」（平成16年3月19日閣議決定）では、「行政手続法の見直し作業において、パブリック・コメント手続の法制化についても検討を行う」とされていたところ。

【措置状況】

〔各府省全体の概況〕

- 6府省すべてが関係部局に対し、パブリック・コメント手続の実施の徹底及び実施した結果の公表を確実にを行うことを周知するなど、いずれもパブリック・コメント手続を改善
（府省の改善事例：農林水産省）

- ・ 平成17年3月30日、パブリック・コメント手続の実施の徹底及び実施した結果の公表を確実にを行うよう文書により指示

〔総務省行政管理局の改善措置〕

- パブリック・コメントの法制化を推進。
政省令等の命令等を定める機関にパブリック・コメント手続の実施を義務付けること等を内容とする改正行政手続法が平成17年6月29日に公布（平成17年法律第73号）され、18年4月1日から施行